

親ウナギ

10月～3月は禁漁

県内水面漁協連合会 自主決定

全国的なシラスウナギの不漁を受けて県内水面漁業協同組合連合会（長瀬二己代表理事会長、39団）は、このほど行われた組合長会議で、毎年10月から3月までの半年にわたって親ウナギを禁漁とすることを決めた。なお、県では、体長25センチを超えるウナギの採捕を毎年10月から3月まで、県内全ての河川などを対象に原則禁止する方針を固めている。

一制をするためにも連合会

では半年の禁漁を決めた」と話している。

なお、県は26日まで一般県民などの意見を募集している。その結果次第では毎年10月から12月の3カ月間、県内全河川流域での禁漁を正式に決める。規制期間は平成27年12月31日まで。

同連合会では、県からの禁漁期間を設けるなどの打診を受け、ウナギの現状について検討するため理事

の賛否両論、さまざまの意見が出た。採決した結果、「(組合員は)10月から3月まで禁漁とする」という一致

主規制(遊漁者の規制はしていない)を行っているところも多く、保護に対する意識は高い。

事会を開催。席上「10月から12月に取れないのは厳しい」「保護を真剣に考

その後に行われた組合会議に諮り、半年間の禁漁を決めたという。

延岡市内の漁協の中には今年の6月から漁の目

えるのであれば禁漁が3カ月では足りない」とな

ウナギ資源保護策に取り組んでいる。

同連合会の長瀬代表理事会長は「ウナギの保護を考えれば、思い切った規制をするのも一つの方法だ」と思う。実のある規